

人権についての電話による相談窓口（平日のみ）

●同和問題をはじめとするさまざまな人権問題

熊本県人権センター ☎ 384-5822

午前9時～正午と午後1時～4時

●法律問題、人権問題、人権侵害への救済について

みんなの人権 110 番 ☎ 0570-003-110

午前8時30分～午後5時15分

●女性の人権

女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810

午前8時30分～午後5時15分

●障がい者の人権および権利擁護

障がい者 110 番 ☎ 354-4110 午後1時～5時

●子どもの人権

子どもの人権 110 番 ☎ 0120-007-110

午前8時30分～午後5時15分

●いじめについて

益城町いじめ電話相談 ☎ 286-1770

午前8時30分～午後5時15分

●さまざまな人権問題

益城町福祉課人権対策係 ☎ 289-1400

午前8時30分～午後5時15分

MASHIKI TOWN
結婚対策協議会
クローバーましき
ニュース
For Good Marriage

Vol.68

婚活セミナーを開催しました

コロナ禍でなかなか婚活イベントができない状態が続いていましたが、9月11日に婚活セミナーを開催することができました。

セミナーの中で紹介された、婚活の一番重要なポイントは、自分の立ち位置（現在地）を自覚しているか否か。ほとんどの人が「自分は自覚している」と思っているようですが、実際は違うとのこと。また、冷静にアドバイスをできる人がいる方が望ましいそうです。

結婚とは、「困難と一緒に乗り越えてくれるパートナーを見つけること」。一人では得ることのできない「心の平穏」を得ることができるという言葉が心に残るセミナーでした。

問 益城町結婚対策協議会（総務課 男女共同参画係）

☎ 286-6665 FAX 286-4523

✉ danjyo@town.mashiki.lg.jp

人権教育シリーズ

益城町教育委員会

Vol.498

女性に対する暴力の根絶と支援の視点

女性に対する暴力とは、性犯罪・性暴力、子ども・若年層に対する性的な暴力、配偶者などからの暴力、ストーカー事案、セクシュアルハラスメント、人身取引、インターネット上の女性に対する暴力、売買春などを含む広範囲な概念です。これらの女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、その根絶は、男女共同参画社会を実現していくうえで、克服すべき重要課題です。

5月に成立した新しい女性支援法（「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」）は、暴力や生活困窮などで居場所をなくし生きづらさを感じる女性を、国や自治体、民間団体が連携して「支えていく」というものです。

国は、毎年11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」の期間として、地方公共団体や女性団体、その他関係団体と連携、協力をしながら女性に対する暴力の問題に関する取り組みの強化や、相談体制の拡充など、さまざまな対策を取っています。町では、女性の思いを大切にするため、目立たない所で取ってもらいやすいように相談先カードを置いたり、ポスターを掲示しています。また、知り合いが近くにいるからと相談を懸念する女性もいるので、熊本市など周辺の市町村や県と連携して相談できるようにしています。さらに、生活保護や年金分割の方法などの必要な情報を伝える支援も行っています。

女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会は、女性活躍・男女共同参画の大前提です。また、性別を問わず、人権の軽視につながる暴力は許されることではありません。

みんなで、女性への支援の視点を考えることは、暴力の根絶に近づくのではないのでしょうか。